

IT関係

・ 情報システムに関する政府調達制度の改善	1
・ 光ケーブル敷設時の手続の簡素化(包括手続対応の検討)	2
・ 電子決済業務の制度整備	3
・ 通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化	4
・ 法的枠組み	5
・ 消費者の保護	6
・ 電子商取引の促進(電子署名)	7
・ ネットワークセキュリティ	8
・ 電子政府の推進	9

環境関係

・ リサイクル施設としてのごみ炭化施設の認定	10
・ 容器包装のリサイクル	11
・ 産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の簡素化	12
・ 排ガス中のダイオキシン測定方法の簡素化(新たな測定方法の追加指定)	13
・ 県をまたがる事業所における工場立地法の緑地の規制緩和	14
・ 火力発電の立地に係る環境影響評価手続の簡素化	15
・ デポジット制の導入、容器包装のリサイクル	16
・ 地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析, 経済的措置に係る議論の一本化	17
・ ガスパイプラインの埋設深度規制の検討に係る留意事項(安全確保等)	18
・ 工場立地法に係わる規制緩和	19
・ 工場立地法に係わる規制緩和	20
・ クリーンエネルギー自動車普及事業の対象者除外規定の見直し	21
・ 容器包装のリサイクル	22
・ MSDSに記載する第一種指定化学物質等の含有量表示の見直し	23
・ 化学物質の規制、法令等の統一化	25
・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に関すること	26
・ 燃料電池の推進	27
・ 自動車リサイクル法(仮称)の制定	28

基準認証関係

・ ポルトランドセメントの規格の条件緩和	29
・ 国外適合性評価事業の実施体制に関する実地調査機関の公正中立制の確保	30
・ グループ企業の海外現地法人との技術情報の共有	31

・輸出管理に係る規制体系の簡素化	32
・補完的輸出規制対象地域の削減	33
・補完的輸出規制対象地域の削減	34
・行政手続法の適用除外の撤廃	35
・輸出貿易管理令第5条「許可を要しないもの」に関する確認の廃止	36
・32ビット未満の「電子計算機」の輸出規制対象からの除外	37
・軍用の定義の明確化	38
・コンプライアンス・プログラムの届出制の廃止	39
・市販されていない暗号製品に関する規制緩和	40
・一般包括輸出許可における「その他の軍事用途規制」に関する 規制緩和	41
・再移転規制に関する規制緩和	42
・輸出貿易管理令別表第2に関する規制緩和	43
・輸出管理規制の事前照会手続の徹底	44
・性能規定化における電気用品技術基準としてのJISの引用	45
・電気用品の型式区分の廃止	46
・電気用品の型式区分に基づく表示禁止命令発動の廃止	47
・電気用品の表示方法の見直し	48
・電気用品安全法非対象品に組み込む電気用品の指定解除	49
・機器と一体的に使用されている直流電源部の特定電気用品以外への 移行	50
・海外への土産用電気用品の例外承認申請の廃止	51
・電気用品安全法から電設資材の除外	52
・電気用品技術基準から電波妨害規制の削除	53
・CISPR規格の国内規格化審議体制の一元化	54
・家庭用品品質表示法から電気機械器具の除外	55
・非高分子系新規化学物質届出時の魚体を用いた濃縮度試験の 見直し	56
・貿易一般保険包括保険制度の改善	57
・地域プラットフォーム支援単位の見直し	58
・エチルアルコール輸入関税引き下げ	59
・輸出許可取得の緩和	60
・外国試験・検査機関の承認	61
・繊維製品の輸入関税の見直し	62
・輸出貿易管理令別表第1の各項目における規制基準の統一	63
資格制度関係	
・マイクロガスターピンの導入に関する資格要件の緩和	64
・電気工事士定期講習の廃止	65
・電気主任技術者の不選任承認制度	66
・弁理士資格取得の容易化・業務独占の廃止	67

・ ボイラー・タービン主任技術者省略の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・	68
法務関係	
・ 工場立地法に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
金融関係	
・ 特定債権法の廃止・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
・ 「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入 あっせんの解禁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
・ 「契約成立時交付書面」の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
・ 主務官庁への届出等の規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
・ 書類の閲覧についての制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
・ 商品ファンド法における「従たる運用」の制限緩和・・・・・・・・	75
・ 商品投資顧問業者以外への投資一任の禁止についての措置	76
教育・研究関係	
・ マッチングファンドの創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
・ 企業と大学の相互理解促進の場構築・・・・・・・・・・・・・・・・	78
・ 産学官連携における知的財産権の扱い、産学官連携における明確な 契約関係の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
医療関係	
・ 化審法における医薬品中間物に係る規制の見直し・・・・・・・・	80
・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に 関すること・・・・・・・・・・・・・・・・	81
・ 遺伝子関係の特許範囲の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・	82

分野	IT関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	情報システムに関する政府調達制度の改善			
意見・要望等の内容	<p>ア、総合評価方式の改善(加算方式を導入し、省庁毎の評価点基準を統一する。)</p> <p>イ、情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクルコスト全体のコストを評価対象として採用する。</p> <p>ウ、落札結果全て(入札参加者全員の入札額・総合評価点数・経緯等)をインターネット上で開示する。</p>			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>ア、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」(平7.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会)において総合評価落札方式の導入が決定されている。</p> <p>イ、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」(平4.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会)において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。</p> <p>ウ、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」(昭55.11.18大蔵省令45)第7条の2に基づき落札結果について公示するなどの措置が講じられている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>ア、「改革工程表」(平成13年9月21日経済財政諮問会議決定)(IT分野 - (2))「情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。」</p> <p>イ、「e-Japan重点計画、e-Japan 2002プログラムの加速・前倒し(IT関連構造改革工程表)」(平成13年11月7日IT戦略本部報告)(4-(1))「情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。」</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成14年度中)			
(説明)	<p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に基づき、2002年度から、各府省において、ライフサイクルコストベースでの価格評価、総合評価落札方式における加算方式の導入、入札結果等に係る情報の公表の促進を図ることとしている。</p>			
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括手続き対応の検討）			
意見・要望等の内容	個別項目ごとの許認可ではなく、包括手続き対応の検討（例えば県レベルで一括対応窓口）を設けて頂きたい			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	現行制度なし			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明）当省としては、光ファイバー敷設のための電柱利用についての許認可権限を有していない。				
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	電子決済業務の制度整備			
意見・要望等の内容	電子上本人であることの一意性の確保、安心して利用できる強固なセキュリティの確保等、安全なECの利用環境を制度的観点で整備する必要がある。(関西経済連合会)			
関係法令	電子署名及び認証業務に関する法律	共管	総務省、法務省	
制度の概要	電子署名が行われた電磁的記録の真正な成立の推定、電子署名の認証業務に対する任意的な認定制度の導入等を規定した『電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という)』が平成13年4月1日より施行されたところ。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:平成13年4月)			
(説明)	電子署名法では、電磁的記録に記録された情報について、本人による一定の電子署名がなされているときは、真正に成立したものと推定する規定が設けられた。また、特定認証業務の認定制度(任意的認定制度)が導入され、認証業務における本人確認等の信頼性を判断する目安が提供されることで安全な電子商取引を利用する環境整備がなされたところである。			
担当局課室等名	商務情報政策局 情報セキュリティ政策室			

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化			
意見・要望等の内容	放送コンテンツの高速インターネットによる配信を普及・促進するため、著作権者及び著作隣接権者の権利を保護しつつ、放送事業者が保有する放送コンテンツを通信事業者が配信する際の著作権法上の権利処理の簡素化を進める。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	平成14年度予算でコンテンツID・権利処理システム（コンテンツ毎に固有のIDを付与し、当該コンテンツの出所や権利情報を検索可能とするシステム）の開発及び実証実験を行う予定。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画・ITウ】 コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争政策の在り方を検討するとともに、コンテンツに関する標準契約書案の策定など制作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成14年度から実施予定)			
(説明)	コンテンツの円滑な流通のためには、コンテンツ毎に権利情報が明確にされていることが不可欠であり、また、その権利情報は、通信事業者等のコンテンツ利用者が容易に知りうる状態であることが肝要である。このため、個別のコンテンツ毎に権利情報等をデータベース化し、個別IDによる管理及び検索サービスを行うシステムの開発・実証実験を行う。			
担当局課室等名	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府	
項目	法的枠組み			
意見・要望等の内容	消費者信用、医療、およびその他の分野における電子取引を可能にするため、対面主義、書面主義、日本における店舗設置や、その他、電子商取引を妨げる要件を課す現在の法律や規制を引き続き見直し、修正を加える。			
関係法令	「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」	共管	なし	
制度の概要	民 - 民間において書面の交付、書面による手続を義務づけている法律50本について、従来の手続に加え電子手段によることも認められるようにする。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革3カ年計画 電子商取引の促進のための既存制度の見直し</p> <p>対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	民 - 民間において書面の交付、書面による手続を義務づけている法律について、従来の手続に加え電子的手段によることも認められるようにするための法「書面の交付等に関する情報通信の技術利用のための関係法律の整備に関する法律」を制定し、平成13年4月1日に施行したところである。			
担当局課室等名	商務情報政策局 情報経済課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府
項目	消費者の保護		
意見・要望等の内容	オンライン取引において高水準の消費者の信用を維持するため、日本政府が、民間企業による消費者保護と、消費者の論争を解決するための自主規制的制度（裁判外紛争解決などのさらなる利用を含む）の開発を促進する手段を取るよう、米国政府は提案する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	消費者が、信頼できるインターネット通信販売業者を選択することに役立てるため、一定の基準（1年以上の事業継続、返品制度の導入等）を満たす事業者を認定してマークを付与するオンライン・トラストマーク制度が民間レベルで運用されている。		
計画等における記載の状況	該当無し。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>現在、日本政府は「骨太の方針（今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針）」（平成13年3月26日閣議決定）に基づき、聖域無き構造改革を進めている。消費生活においても、規制を極力撤廃し、事業者の自由な経済活動の範囲をできる限り広げ、競争環境の積極的な創造や市場監視のための体制を充実させつつ、消費者・生活者本位の経済システムを実現するとともに、国民の安全を確保し、安心して暮らせる社会を保障することとしている。</p> <p>日本でもインターネット利用者と電子商取引の増加とともに消費者苦情相談も増加を続けている現状に鑑み、電子商取引のさらなる発展を図る観点からも消費者の信頼を得るために消費者保護を図ることが重要と認識している。そのため、日本政府は「骨太の方針」にも整合的に施策を進めており、電子契約法等の民事ルールを中心とした法整備を図るとともに、消費者トラブルを防止する措置として民間団体等とも連携しつつ消費者教育などの消費者への情報提供や啓発活動を促進する、専門性の高い紛争や国際的な消費者紛争の増加に対応して民間型ADRも含む簡便で多様なADRの整備に向けて環境整備を行う、など消費者が安心して電子商取引を利用することができる環境を整備しているところ。</p> <p>なお、民間型ADRについては、平成13年11月より、インターネット通販に係るADRの実証実験を開始している。具体的には、電子商取引推進協議会（ECOM）内に、「ネットショッピング紛争相談室」を設置して、実際に紛争処理を実施しているところ。本実証実験を踏まえ、本格的な運用体制について検討中。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局	情報政策課 消費経済政策課	

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府
項目	電子商取引の促進（電子署名）		
意見・要望等の内容	電子署名法の実施に当たり中立的な技術の利用、政府の許認可が不要であることを要望するとともに、電子認証形態の選択自由及び証拠能力、事業者間取引上の電子認証手段の選択自由及び法的効果について確認を求める。		
関係法令 制度の概要	電子署名及び認証業務に関する法律	共管	総務省、法務省
	電子署名が行われた電磁的記録の真正な成立の推定、電子署名の認証業務に対する任意的な認定制度の導入等を規定した『電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という）』が平成13年4月1日より施行されたところ。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成13年4月)		
(説明)	電子署名法では、特定の技術に依らない技術的中立性に配慮しており、民民間の契約に用いる認証技術については当事者間に委ねられ何ら規制は存在しない。そして、電子署名が付された電磁的記録は証拠として法廷に提出することが可能である。我が国では、契約の成立に関する一般的な方式要件は存しないので、契約の効力と用いられる電子認証技術の種類は関係がない。		
担当局課室等名	商務情報政策局 情報セキュリティ政策室		

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府
項目	ネットワークセキュリティ		
意見・要望等の内容	電子商取引の成長にとって極めて重要な、インターネットの統合性を保護するための国際協力について、米国は日本との協力を求める。例えば、日本と米国は、1992年の経済協力開発機構（OECD）の情報システムのセキュリティに関するガイドラインの見直しを、共同で行うことができる。米国はまた、法律の執行や国家安全保障にとって重要な手段である欧州評議会「サイバー犯罪条約」を日本が指示することを強く要望する。		
関係法令	該当なし	共管	内閣官房、外務省、総務省、法務省
制度の概要	該当なし		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成13年4月）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
（説明） 我が国もガイドライン見直しの作業に積極的に貢献するとの立場から、昨年9月に東京においてセキュリティに関するワークショップをOECD及び情報処理振興事業協会と共同で開催した。また、同年12月にワシントンで開催されたICCP/ISPの専門家会合における議論にも参加したところ。			
担当局課室等名	商務情報政策局 情報セキュリティ政策室		

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国
項目	電子政府の促進		
意見・要望等の内容	教育目的のIT関連製品やサービスを含むIT調達において、中央政府レベルのみならず、県や地方自治体などでも解放的で透明度の高い競争を促進する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成4.1.20アクション・プログラム実行推進委員会）において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するための措置を実施するとされている。		
計画等における記載の状況	ア、「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議決定）（IT分野 - (2)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」 イ、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し（IT関連構造改革工程表）」（平成13年11月7日IT戦略本部報告）（4-(1)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度中)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図ることとしている。		
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	リサイクル施設としてのごみ炭化施設の認定			
意見・要望等の内容	炭化燃料のJIS化の検討を開始すべきである。			
関係法令	工業標準化法	共管	なし	
制度の概要	工業標準化法に基づき、鋳工業品の品質の改善、生産、使用、流通の合理化等を目的として基本規格、方法規格、製品規格等JIS規格の制定を行っている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	炭化燃料のJIS化については、技術の成熟度、業界の充実、データの蓄積等の諸条件についての情報を収集した上で、規格の制定の必要性も含め、検討する必要がある。			
担当局課室等名	産業技術環境局 リサイクル推進課 標準課			

分野	環境関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	容器包装のリサイクル		
意見・要望等の内容	容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し 紙製容器包装の品目区分は再商品化の方法、たとえば燃料化するのか、再資源化するのかなどによって区分すべき。		
関係法令	容器包装リサイクル法	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、環境省
制度の概要	<p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</p> <p>容器包装の品目区分としては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集及び再商品化の義務のあるもの ガラスびん（無色、茶色、その他の色に区分）、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装 ・分別収集されることで有償又は無償で引き取られるもので再商品化をする必要のないもの スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）、段ボール製容器包装 		
計画等における記載の状況	(3)個別事項 イ リサイクル・廃棄物 ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく。 なお、容器包装の品目区分に係る主な検討事項等については次のとおり。 ・容器包装の再商品化に係る技術開発や再商品化施設の整備等の動向を踏まえた検討 ・容器包装廃棄物の回収段階での有償性の把握			
担当局課室等名	産業技術環境局 リサイクル推進課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	県をまたがる事業所における工場立地法の緑地の規制緩和			
意見・要望等の内容	2県にまたがる1事業所においては、一つの事業所として一括に扱うべきである。			
関係法令	工場立地法第6条第1項	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	
制度の概要	一定規模以上の特定工場の新設等をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
1. 二つの都道府県にまたがって立地する特定工場については、県境で区切ることなく、一つの工場等として取り扱っており、緑地等の面積、レイアウト等に関する規制については、当該特定工場の敷地面積が属する割合がより大きい都道府県が行うよう助言しているところ。				
2. また、特定工場の新設、変更等の届出についても当該特定工場の敷地面積が属する割合がより大きい都道府県の担当部局へ届け出るよう助言しているところ。				
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課			

分野	エネルギー、環境関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	火力発電の立地に係る環境影響評価手続の簡素化		
意見・要望等の内容	環境影響評価の対象となる容量基準を、燃料種別、原動機別とする。 行政機関の審査期間を短縮する。 シミュレーション、データベースを活用し、現況調査を合理化する。		
関係法令	環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22 地方自治体環境影響評価条例等	共管	環境省 各地方自治体
制度の概要	現在、発電所に係る環境影響評価手続対象は、水力、火力、地熱、原子力別に、その出力規模のみで規定している。 環境影響評価に係る審査期間は、環境影響評価方法書については180日以内、環境影響評価準備書については270日以内、環境影響評価書については30日以内と電気事業法において定めている。 発電所アセス省令において、現況調査に係る標準手法を定めているが、予測及び評価において必要とされる情報が標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には簡略化された調査手法を選定することは可能と規定している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
【その他】 発電所アセス省令第7条において、「標準項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目については、必要に応じ項目の削除を行うものとする」旨の規定がある。このため、事業者が採用する予定の燃料や原動機による環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであれば、項目の削除は可能であり、個別の事業毎に、環境影響要因毎に事業者が自由に項目を選定できる合理的なシステムとなっている。したがって、評価対象の容量基準を燃料種別、原動機別に設定する必要はないと考える。			
【措置困難】 法令に基づく処理期間の上限よりも短くなるよう最大限合理的に審査しているところ。発電所の環境影響評価は、電気事業を所管する経済産業省が審査を行うものであるが、この審査に係る一連の手続の中で、都道府県知事は方法書、準備書の公告・縦覧の後にとりまとめられる住民意見の概要と地元市町村長の意見を踏まえ、立地地域の立場から経済産業大臣あてに意見を提出し、当省は知事意見を勘案して審査を行い、環境保全の観点から事業者に対し勧告すべき事項をとりまとめることとなるため、相応の審査期間が必要である。 また、発電設備の規模や種類だけでなく、周辺環境によっても審査項目や審査内容は大きく異なり、例えば、環境負荷が低いとされているLNGを燃料とする場合であっても建設予定地点が環境基準を満たしていない地域であれば審査に時間を要することはやむを得ないと思料。このため、法令に基づく審査期間の上限を一律に短縮することは、多種多様な周辺環境が対象となる環境審査の性格上困難であるが、個々の案件の審査期間については引き続き合理的な審査による短縮に努めて参りたい。			
【その他】 発電所アセス省令第9条において、「調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には、必要に応じて、簡略化された調査の手法の選定を行うこととする」旨の規定がある。このため、現行の制度においても、事業者が選定した調査手法が、予測及び評価において必要となる情報が収集できることが明らかであれば、調査期間の短縮による現況調査の合理化は可能である。			
担当局課室等名	経済産業省 電力安全課 環境省 環境影響評価課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	連合
項目	デポジット制の導入、容器包装のリサイクル		
意見・要望等の内容	デポジット制度の導入 すべての自治体での容器包装の分別収集体制の整備		
関係法令	循環型社会形成推進推進基本法 容器包装リサイクル法	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、 環境省
制度の概要	<p>< デポジット制度 > 循環型社会形成推進基本法（第 2 3 条）では、経済的負担措置制度の導入について、廃棄物等の発生抑制等に資する場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を促進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとされている。</p> <p>< 容器包装のリサイクル > 容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成 9 年 4 月から施行。 分別収集の対象品目や分別収集の開始時期等については市町村の判断によることされているが、本法の施行後、分別収集に取り組む市町村数並びに容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量は着実に増加。 平成 1 2 年度では、既に缶で約 9 割、びんで約 8 割、ペットボトルで約 7 割の自治体が分別収集を開始。ペットボトルの生産量に対する回収率も 3 4 . 5 % に向上。</p>		
計画等における記載の状況	<p>< デポジット制度 > 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 1 次答申」5 . 環境【具体的施策】の(6) 廃棄物・リサイクル問題 2) 拡大生産者責任、デポジット制度の導入等 改正改革工程表の規制改革（環境）「循環型社会の構築」の廃棄物・リサイクル問題に係る検討とりまとめ（拡大生産者責任の導入）</p> <p>< 容器包装のリサイクル > (3) 個別事項 イ リサイクル・廃棄物 ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難 その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中	
		具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
デポジット制度導入の効果や経済に与える影響等について適切に調査、研究を進める。			
一方、容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく必要がある。			
担当局課室等名	産業技術環境局 リサイクル推進課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	連合
項目	地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析、経済的措置に係る議論の一本化		
意見・要望等の内容	地球温暖化問題における温室効果ガスの発生削減するための仕組みについては、単に充実させるだけでなく、現行の施策で効果があったもの、予想していた以上に効果が出なかったものなどを早急に評価・分析し、その評価に基づいて今後必要とされる追加施策を検討すべきである。また、経済的負担を課す措置については、総合エネルギー調査会、産業構造審議会、中央環境審議会の3つの審議会が同時に検討を行っており、議論が重複している部分や省間による考え方に違いがあることから、これらの調整を早急に行い、政府として一本化した議論を行う必要がある。		
関係法令	特になし	共管	環境省、国土交通省等
制度の概要	我が国の温暖化対策は、総理を本部長とする地球温暖化対策推進本部において、本年3月19日に決定された、新たな地球温暖化対策推進大綱に基づき推進していく。同大綱では、2002年から2012年までの間を3つのステップに区分し、節目節目に対策の進捗状況・排出状況等を評価し、その結果を踏まえ見直しを行い、段階的に必要な対策を講じていくこととしている。こうした方法によって、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて対策に取り組むことにより、円滑かつ確実に6%削減を目指す。		
計画等における記載の状況	特になし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成13年度中)		
(説明)	<p>地球温暖化対策は、総理を本部長とする地球温暖化対策推進本部において、副本部長である内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣をはじめ、全閣僚の参加の下で、政府一丸となって進められている。また、対策を進める際には、産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会などの関係審議会を代表する委員により構成される、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において幅広く意見を聞くこととしている。</p> <p>京都議定書の目標を達成するための温暖化対策に当たっては、過度な負担を回避し、その負担も公平なものとなるよう留意するとともに、国民経済や雇用等へ及ぼす影響等を十分踏まえ、「環境と経済の両立」を目指すことが基本である。この度決定された新大綱に基づき、技術革新や経済界の創意工夫が活かされる自主的取組を対策の中心に据え、温室効果ガス削減への取組が我が国の経済活性化にもつながるよう、積極的に取り組んでいく。</p> <p>なお、経済的手法については、同大綱において、「費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」こととしている。</p>		
担当局課室等名	産業技術環境局環境政策課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	連合
項目	ガスパイプラインの埋設深度規制の検討に係る留意事項（安全確保等）		
意見・要望等の内容	天然ガスの利用促進にあたり、ガスパイプラインの埋設深度の規制については、管種、圧力、材質等の違いを勘案し、技術的な裏付けのもと、現実的な基準を検討すべきだが、安全確保を最優先とする。また、埋設深度を変更する場合、他の目的の道路工事などでガスパイプライン損傷がないよう、工事事業者に対する措置等をあわせて検討すべきである。		
関係法令	高圧ガス保安法 ガス事業法 鉱山保安法	共管	国土交通省
制度の概要	高圧ガス保安法、鉱山保安法におけるガスパイプラインの埋設深度は、防護工の有無、道路の種類等に応じた規定となっている。 ガス事業法においては、規定はなされていない。		
計画等における記載の状況	なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	
（説明） ・ ガスパイプラインの埋設深度については、当該ガスパイプラインに係る事業形態及び埋設場所等に応じ、災害を防止し安全を確保する等の観点から各法令の基準が設けられているところ。 ・ 今後、関係省庁においてガスパイプラインの埋設深度について基準の検討を行う際には、安全の確保を前提として、関係省庁と調整を行いつつ検討してまいりたい。 ・ 又、他工事による災害の防止については、現在各法令等に基づき講じている対策を引き続き実施していくことにより安全確保に努めてまいりたい。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 ガス安全課、保安課、鉱山保安課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	(社)自動車工業会	
項目	工場立地法に係わる規制緩和			
意見・要望等の内容	1. 屋上緑地。 2. 既存工場に対する緑地などの面積率の緩和、または生産施設の定義の緩和、または工場の立地場所が民家より離れている場合の緑地面積率の緩和			
関係法令	工場立地法第4条 工場立地法第4条の2 工場立地法施行規則第2条 工場立地法施行規則第3条 工場立地法第7条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、 国土交通省、環境省	
制度の概要	1. 工場立地法第4条において、法における緑地は植栽その他の主務省令で定めるものとされ施行規則第3条において一定の要件を満たす土地と定められている。 2. 工場と周辺生活環境との調和を図る観点から、工場敷地面積に対する、生産施設面積(10%~40%)、緑地面積(20%以上)、環境施設面積(25%以上)を設定。 また、平成9年度の法改正に際し、都道府県等が地域の実状に応じて、国の定める範囲内で緑地面積率、環境施設面積率を設定でできる制度を導入したところ。 さらに、一定の要件を満たす隣接緑地等については、工場敷地内の緑地等と同様に扱う制度を導入。 なお、工場立地法施行以前に設置されていた工場、いわゆる既存工場については、法施行後に設置される工場と同様の整備を行うことは困難なため、工場内のレイアウトを見直す際に生産施設のビルド面積に応じた緑地整備を行うこととしている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	1. 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、緑地規制については、「工場等周辺住民に対する心理的圧迫感・不安感の低減」や、「周辺地域のアメニティや景観の向上等の地域社会と調和した工場立地を促進する」観点から実施。 具体的な効果としては、心理的効果、大気浄化、騒音防止、防災・保安効果、飛砂・風塵防止等があげられ、これらの効果が十分に発揮されるよう施行規則第3条において、一定の要件を満たした土地と定められているところ。 2. 屋上緑化については上記の立法趣旨を充足できず、緑地として認めることは困難。			
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課			

分野 項目	環境関係 工場立地法に係わる規制緩和	意見・要望提出者	(社)自動車工業会	
意見・要望等の内容	屋上緑化を緑地面積に含めるべきである。			
関係法令	工場立地法第4条 工場立地法施行規則第3条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	
制度の概要	工場立地法第4条において、法における緑地は植栽その他の主務省令で定めるものとされ、施行規則第3条に一定の要件を満たす土地と定められている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
1. 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、緑地規制については、「工場等周辺住民に対する心理的圧迫感・不安感の低減」や、「周辺地域のアメニティや景観の向上等の地域社会と調和した工場立地を促進する」観点から実施。 具体的な効果としては、心理的効果、大気浄化、騒音防止、防災・保安効果、飛砂・風塵防止等があげられ、これらの効果が十分に発揮されるよう施行規則第3条において、一定の要件を満たした土地と定められているところ。				
2. 屋上緑化については上記の立法趣旨を充足できず、緑地として認めることは困難。				
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課			

分野	環境関係	意見・要望提出者	経団連、自動車工業会環境企画部会、 関西経済連合会	
項目	クリーンエネルギー自動車普及事業の対象者除外規定の見直し			
意見・要望等の内容	<p>クリーンエネルギー自動車普及事業においては、自動車製造・販売会社は補助金交付の対象外とされており、他社銘柄のクリーンエネルギー自動車導入においても補助金の申請ができない。</p> <p>他社銘柄のクリーンエネルギー自動車を導入する場合、自動車製造・販売会社も補助金の対象とすべき。</p>			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>クリーンエネルギー自動車普及事業において、自動車製造・販売会社は補助金交付の対象外とされており、他社銘柄のクリーンエネルギー自動車導入においても補助金の申請が出来ない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制緩和推進3カ年計画 横断的措置事項 2環境分野 (2)環境分野の重点事項 再生可能エネルギー等の導入促進において、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入拡大を図るために、より効率的・効果的な支援策の検討等を行う。</p> <p>改革工程表 11.循環型経済社会 10月以降に措置 (1)14年4月までに措置 通常国会で措置 (A)14年度予算 (脱温暖化の社会づくり)において、低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期:平成13年12月)			
(説明)	<p>1. 経済産業省資源エネルギー庁では、平成10年度から「クリーンエネルギー自動車普及事業」として、運輸分野における二酸化炭素、窒素酸化物等の有害物質の排出抑制、新エネルギー利用促進及び省エネルギーの推進を図るため、クリーンエネルギー自動車を導入する者や燃料等供給設備の設置等を行う者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助している。</p> <p>2. しかしながら、従来は予算の制約もあり、自動車製造・販売会社は補助金交付の対象外とされており、他社銘柄のクリーンエネルギー自動車導入においても同様としていた。</p> <p>3. なお、今回の要望等を踏まえ、平成13年12月申請分からの交付申請書作成要領等で利益等の排除方法を定めた上で、他社銘柄の自動車については補助金の対象となるようにしているところ。</p>			
担当局課室等名	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課			

分野	環境関係	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	容器包装のリサイクル		
意見・要望等の内容	容器包装リサイクル法に係る自主回収の認定基準の見直し 自主回収の認定の基準を緩和し、回収率が少ない場合にも認定し、 再商品化義務量から控除すべき。		
関係法令	容器包装リサイクル法	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、 環境省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。 ・事業者はリサイクルの義務を履行するため、自主回収の認定、独自ルートでの認定、指定法人への委託という3つの方法から選択することができる。 ・自主回収の認定制度は、事業者が再商品化義務のある容器包装を自ら又は他の者に委託して回収し、その方法が一定の回収率（概ね90%）を達成するため適切であると主務大臣が認めるときは、認定された容器包装全部について再商品化の義務が免除されるもの。 		
計画等における記載の状況	(3)個別事項 イ リサイクル・廃棄物 ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による再商品化に関しては、大部分が指定法人への委託により義務が履行されているが、リターナブルびんを中心として自主回収の認定もなされてきており、容器包装リサイクル法の施行後、自主回収の認定を受けた事業者及び認定を受けた容器の種類数は着実に増加している。 ・制度的には、自主回収の認定を受けた容器包装については全量の義務控除が受けられ、一方、この認定を受けなくとも、自主回収した容器包装の実績に応じて義務量は控除できることとしており、リターナブル容器の利用促進に向けた一つの動機付けとして設けられたものである。 ・従って、要望において自主回収を少量行った場合では再商品化義務量から控除できない旨の記載があるが、これは事実誤認であるものと思われる。 			
担当局課室等名	産業技術環境局 リサイクル推進課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	(社)石油化学工業会	
項目	工場立地法に係わる規制緩和			
意見・要望等の内容	<p>1. 工場立地法に定める緑地面積については必要最低限に引き下げる。</p> <p>2. 生産施設に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村の等の自治体の範囲内等において広域的に確保すればよいものとする。</p>			
関係法令	工場立地法第4条 工場立地法第4条の2	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	
制度の概要	<p>工場と周辺生活環境との調和を図る観点から、工場敷地面積に対する、生産施設面積（10%～40%）、緑地面積（20%以上）、環境施設面積（25%以上）を設定。</p> <p>また、平成9年度の法改正に際し、都道府県等が地域の実状に応じて、国の定める範囲内で緑地面積率、環境施設面積率を設定でできる制度を導入したところ。</p>			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>1. 工場立地法は昭和40年代の公害問題の深刻化を背景に、工場立地と周辺生活環境との調和を図ることを目的に昭和48年に成立。法施行後平成9年までの間に工場の緑地面積率が2倍以上改善しており、本法が工場と周辺生活環境との調和に果たした役割は多方面で評価されてきたところであり、今後とも本法によるレイアウト規制は必要であると考え。</p> <p>2. 他方、本法が地域の実状に沿った緑地整備の要請等に十分対応していないとの声が産業界等各方面から寄せられるとともに、行政改革委員会規制緩和小委員会、地方分権委員会から同様の指摘がなされていたことから、これらの要望・指摘等を踏まえ、また、学識経験者・産業人をメンバーとする工業立地及び工業用水審議会での審議を経た上で、本法の改正等必要な措置を講じたところ。</p> <p>3. 主な法律等改正点としては、 地域の実状に応じた緑地面積率の設定、 共通緑地等を緑地面積にカウントできる工業集落地特例の導入、 生産施設面積率の見直し、 生産施設のスクラップ&ビルドの際の緑地整備等の配慮規定の導入等。</p> <p>4. 今後とも工場立地法を通じて、工場立地と周辺生活環境との調和の促進に努めてまいりたい。</p>			
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課			

分野	環境関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	M S D S に記載する第一種指定化学物質等の含有量表示の見直し			
意見・要望等の内容	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく M S D S 制度において、製品の品質管理上、化学物質の含有割合を幅で管理している製品（例：塗料）については、成分情報（対象物質の含有割合）の数値をピンポイントではなく、幅で（下限～上限）表示できるようにしていただきたい。			
関係法令	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 14 条 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令第 5 条第 2 項	共管	なし	
制度の概要	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「法」という。）第 14 条に基づき、事業者は、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報（M S D S（Material Safety Date Sheet：化学物質等安全データシート））を事前に提供しなければならない。その際、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」第 5 条第 2 項により、対象化学物質等の含有割合は、上位 2 桁を有効数字とする数値により記載することとされている。			
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）</p> <p>M S D S 制度は、対象化学物質を含有する製品の譲渡又は提供を受ける事業者（ユーザー企業）が、当該化学物質の適正な管理を行うために必要な情報を取引相手から入手することを保障するものであり、また、法第 5 条に定める化学物質の環境への排出量等の把握と行政庁への届出に際しても、対象化学物質の取扱量や排出量等を正確に把握する上で、より精度の高い情報が提供されることが望ましいことから、対象化学物質の含有率は上位 2 桁を有効数字とする数値により記載することとしている。</p> <p>なお、平成 13 年 1 月から実施されている本制度の詳細を定める際に、多くのユーザー企業から、より詳細かつ正確な数値の記載を求める要望が寄せられたが、提供する事業者の負担も考慮しつつ、上位 2 桁を有効数字とする数値により記載することとしたところである。</p>				
担当局課室等名	製造産業局化学物質管理課			

分野	環境関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に関すること			
意見・要望等の内容	<p>化審法により、新規化学物質を製造するものは所管大臣に届け出て審査を受けなければならないが、試験研究用途の試薬に関しては化審法の適用が除外される。ただし同じ試験研究用の化学物質であっても海外販売の場合には適用除外されず、届出が必要となる。ボーダレスな開発競争を展開している医薬業界に実態に合わないことに加え、審査に時間がかかるため海外市場における日本企業の競争力を削ぐ要因となっている。</p>			
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	共管	厚生労働省 環境省	
制度の概要	<p>試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、又は、試薬（化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき製造等の届出を要しないこととされている。</p> <p>なお、この場合、「試験研究のため」とは、研究所、大学、学校等における試験、検査、研究、実験、研究開発等の用にその全量を供するために化学物質を製造し、又は輸入することをいう。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)	<p>「試験研究のため」又は「試薬として」新規化学物質を製造し、又は輸入する場合には製造等の届出を要しないこととされており、製造したものを海外販売することも可能となっている。</p>			
担当局課室等名	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室			

分野	環境関係	意見・要望提出者	個人
項目	燃料電池の推進		
意見・要望等の内容	土地も資源も無い日本ではエネルギー問題は重要。燃料電池普及の目標値を示す。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	<p>規制緩和推進3カ年計画 横断的措置事項 2環境分野 (2)環境分野の重点事項 再生可能エネルギー等の導入促進において、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入拡大を図るために、より効率的・効果的な支援策の検討等を行う。</p> <p>改革工程表 11.循環型経済社会 10月以降に措置 (1)14年3月までに措置 通常国会で措置 (A)14年度予算 (脱温暖化の社会づくり)において、低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:平成13年度)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>1.平成13年6月にまとめられた、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会においては、燃料電池について「これまでの技術開発の成果を踏まえ、「燃料電池技術開発戦略」を策定することにより技術開発を推進」と記載し、新エネルギーの導入目標(2010年度)を定置用燃料電池は220万kw、燃料電池自動車は5万台としている。</p> <p>2.また、昨年1月にまとめられた「燃料電池実用化戦略研究会」(資源エネルギー庁長官の私的研究会、座長:茅陽一慶應義塾大学教授)において、課題の解決に向けた取組みが示されており、産学官の適切な役割分担の下に推進していく予定。</p> <p>3.具体的には、昨年夏に前述の「固体高分子形燃料電池/水素エネルギー利用技術開発戦略」を策定しその着実な実行をすべく、平成14年度予算を約220億円計上。その中で平成14年度の新規予算として燃料電池の大規模実証プロジェクトの実施、さらに、ミレニアム・プロジェクトにおいても、引き続き燃料電池の基準・標準化を進めて行くところ。</p>		
担当局課室等名	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課		

分野	環境関係	意見・要望提出者	日本ELVリサイクル推進協議会
項目	自動車リサイクル法（仮称）の制定		
意見・要望等の内容	新たな自動車リサイクルシステムの構築に向け、政府部内で検討されている自動車リサイクル法（仮称）の次期通常国会における制定、及び可能な限り早期の施行を要望する。		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 ・道路運送車両法 	共管	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 ・国土交通省
制度の概要	使用済自動車について、資源の有効利用の確保及び適正な処理を図るため、自動車製造業者等に自動車破砕残さ等の再資源化等を義務付ける等関係者に対する所要の措置を講ずる。		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画」：自動車リサイクル対策</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改革工程表」(H13年9月26日、経済財政諮問会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 1.1. 循環型経済社会 <ul style="list-style-type: none"> 通常国会で措置 (b) 法改正 循環型経済社会の構築 ・自動車リサイクル法案及び関連改正法案（道路運送車両法等）を提出する。 ・「改革先行プログラム」(H13年10月26日、経済対策閣僚会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 1. 経済を活性化し、新産業・チャレンジャー、雇用を生み出す制度改革・環境整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 規制改革等 生活者向けサービス分野 水 環境 ・自動車リサイクル法案及び関連改正法案の提出 		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施時期：H14年通常国会提出)		
(説明)	平成14年通常国会へ提出。 施行時期については公布後2年6月。		
担当局課室等名	経済産業省自動車課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	ポルトランドセメントの規格の条件緩和[新規]		
意見・要望等の内容	<p>現行規格値 0.02 を、0.05 以下に改訂すべきである。 (理由)</p> <p>セメント産業は、静脈産業として大きな役割を果たしているが、セメント中の塩素分の制約により、セメント産業が受け入れる廃棄物量は上限に達しつつある。 米国、欧州では、セメント中の塩素量は 0.1% 以下とされており、わが国においても諸外国並みの規制値にすべきである。 セメント中の塩素量の規制が諸外国並みに緩和されれば、「汚泥、廃プラ、下水道消却灰」をはじめとする各種廃棄物のリサイクル量の増大が可能となり、循環型社会の構築にさらに大きく貢献できる。</p>		
関係法令	工業標準化法	共管	なし
制度の概要	<p>JIS R5210 ポルトランドセメントは、工業標準化法に基づき、ポルトランドセメントについて規定した日本工業規格である。 品質の一部として、ポルトランドセメントの塩化物イオン量は 0.02% 以下と規定されている。 (ポルトランドセメントとは、日常目にするセメントのこと)</p>		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>)</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>JIS R5210 ポルトランドセメントの塩化物イオン量に関する JIS の規格値は、1990 年に旧建設省の通達(建設省技調発第 45 号、平成 2 年 2 月 20 日付)において、普通セメントの規格値として「0.02% 以下」と規定されたことを受けて定められたものである。 現在、国土交通省において規制緩和の方向で前記通達の見直しを行うべく、学識者、関係者で構成する懇談会を設置して、検討を開始したところである。JIS 規格値の見直しについては、国土交通省における検討の結果を見極め、検討を進めたいと考えている。</p>		
担当局課室等名	産業技術環境局 標準課 産業基盤標準化推進室		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	国外適合性評価事業の実施体制に関する実地調査機関の公正中立性の確保			
意見・要望等の内容	指定調査機関の公正中立性を確保すべきである。			
関係法令	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第17条	共管	総務省	
制度の概要	主務大臣が、ECの基準・認証制度等について一定の知見を有する適切な民間事業者(指定調査機関)を指定し、当該機関が、認定適合性評価機関の認定の審査に必要な調査の業務を行うことを可能とする制度			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>指定調査機関の公正中立性の確保については、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律第17条第2号に「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」と規定されており、また、同法同条第3号に基づく特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令第5条第4号(以下参照)にも、指定調査機関の公正中立性に関する事項が指定の基準に規定されていることから、これらの規定を踏まえて指定調査機関の公正中立性の確保に努める所存。</p> <p>(省令第5条第4号)法第17条第3号の主務省令で定める基準は、調査の実施に係る組織、調査の方法、料金の算定方法その他の調査の業務を遂行するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 二 調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。 三 前二号に掲げるもののほか、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。 				
担当局課室等名	経済産業省産業技術環境局認証課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	グループ企業の海外現地法人との技術情報の共有		
意見・要望等の内容	事前に届け出たグループ企業同士であれば一括して情報共有を認める等の措置によって、海外現地法人との個別の技術情報の共有に関しては、輸出貿易管理令上の手続を不要とすべきである。あるいは少なくとも、グループ企業同士の技術情報の共有に関しては、一般包括輸出許可制の対象とすべきである。		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条	共管	なし
制度の概要	<p>外国為替及び外国貿易法では、輸出貿易管理等の関係政令で定められる特定の技術や物資を特定の地域に提供・輸出したり、海外との役務取引を行う場合等に、主務大臣の許可を得なければならない。</p> <p>特定地域における非居住者との間で技術情報等の共有を行う場合、たとえ相手がグループ企業の海外現地法人であっても、安全保障輸出管理規制上の手続が必要となる。</p>		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>我が国は、安全保障に関する各種国際条約及び国際会合における合意等を踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる貨物、技術について、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出管理を厳格に実施してきている。</p> <p>万が一我が国から無許可で提供された技術が懸念用途に用いられることとなった場合には、国際的な平和及び安全の維持に重大な事態を生じさせることとなる。このため、個別の役務取引許可においては、案件ごとに最終需要者、用途等を総合的に勘案し、安全保障上の懸念とならないことを確認する必要がある、それは提供先が海外現地法人である場合であっても同様である。</p> <p>なお、一括して許可を付与しても、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるものについては包括許可の適用を認めているところであるが、昨年、特定包括許可の要件について、要件の緩和を図り、従来の資本関係にかかる条件を撤廃した。</p>		
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会												
項目	補完的輸出規制対象地域の削減														
意見・要望等の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げにならないようにすべきである。</p> <p>その一環として、輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる国を大幅に拡大する等により、補完的輸出規制の対象地域を大幅に削減すべきである。</p> <p>我が国の補完的輸出規制の対象地域は、まず全地域を対象として、別途、規制対象としない国を輸出貿易管理令別表第4の2に掲げるネガティブ・リスト方式を取っているが、欧米諸国は、規制対象となる国のみを規定するポジティブ・リスト方式である場合が多い。結果として、我が国の規制対象国の数は欧米諸国に比べて格段に多くなっており、民間企業の事業負担がきわめて大きい。我が国のみが欧米諸国と根本的に異なる性格の規制を導入している必要性及び根拠はない。</p>														
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条・48条 輸出貿易管理令第4条1項4号、別表第4の2	共管	なし												
制度の概要															
計画等における記載の状況															
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> [措置済 措置予定] </td> <td style="vertical-align: middle;"> [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中] </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]														
(実施(予定)時期:)															
<p>(説明)</p> <p>従来全地域を規制対象地域としていたが、平成13年12月28日の改正により、補完的輸出規制の対象地域から米国、EU等の25カ国を対象外としたところである。</p>															
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課														

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	輸出貿易管理令第5条「許可を要しないもの」に関する確認の廃止		
意見・要望等の内容	輸出貿易管理令第5条の「...又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」の部分削除し、輸出許可を要しないものに関する税関による確認を廃止し、疑義あるものみの確認とすべきである。		
関係法令	輸出貿易管理令第5条1項	共管	なし
制度の概要	輸出貿易管理令第5条では、税関は、輸出品が規制対象品目である時に輸出許可があることを確認することだけでなく、通関において許可を要しないものに関して、すべて輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨が定められている。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 我が国は、安全保障に関する各種国際条約及び国際会合における合意等を踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる貨物、技術について、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出管理を厳格に実施してきている。 こうした規制対象としている貨物について、万が一、我が国から無許可で輸出され、核兵器製造、ミサイル開発をはじめとした懸念用とに用いられることとなった場合には、国際的な平和及び安全の維持に重大な事態を生じさせることとなる。このため、こうした事態が生じないように未然に防止することはきわめて重要であり、輸出貿易管理令第5条に基づき、経済産業大臣の指示に従い、税関が輸出貨物について輸出貿易管理令別表第1に該当するか否かを必要に応じて確認することは必要不可欠である。 なお税関における確認の円滑化を図るため、省令等により規制対象の更なる明確化に努めると共に、現行のパラメータシート等による非該当の証明以外の確認の方法として、財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)のリストに記載されている品目の充実を図ることとし、平成12年7月までに生物兵器製造関連資機材、化学製材原料関連等の9分野について公表を可能とした。			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	32ビット未満の「電子計算機」の輸出規制対象からの除外【新規】		
意見・要望等の内容	輸出管理規制の対象となる「電子計算機」に関して、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が32ビット未満のものを規制対象から除外すべきである。		
関係法令	輸出貿易管理令別表第1 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第6条・第7条	共管	なし
制度の概要	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令において、外国為替法第48条1項の規制対象となっている。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) コンピュータの輸出を規制する輸出管理令別表第1第7条第3項ハは通常兵器に係る国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメント(WA)における国際合意を正確に反映しつつ、かつ我が国の規制体系の中で可能な限りわかりやすく規定しているものである。 敷居値の単位については、現在のWAの合意では、Mtops(メガトッps)が採用されており、昨年新たな規制単位の導入にかかる検討を提案する動きがあったが、実現するには至らなかった。 現在は、このMtopsの規制敷居値の単位はそのままとし、その敷居値を適正なものとするための議論が行われている。そうした中で、米国がコンピュータに係る国内規制敷居値を19万メガ演算まで引き上げることを踏まえ、現在WAにおいてコンピュータの規制について議論しているところである。その結論によっては、コンピュータの規制が大幅に緩和され、要望の趣旨が満たされることとなる。 我が国としては、業界要望等を踏まえ、積極的に議論に参加しており、議論の動向を注視していく必要があると考えている。			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	軍用の定義の明確化【新規】		
意見・要望等の内容	輸出貿易管理令別表第1の第1項に掲げる貨物に関して、「軍用」の定義を明確化すべきである。		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条・第48条	共管	なし
制度の概要	外国為替及び外国貿易法では、輸出貿易管理令等の関係政令で定められる特定の技術や物資を特定の地域に提供・輸出する場合には、経済産業大臣の許可を得なければならない。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) ご指摘の輸出貿易管理令別表第一の一の項で用いている「軍用」という用語は、単に軍隊において使用されるという意味ではなく、当該貨物の形状、属性等から、専ら軍隊において使用されるものであると客観的に判断されるものを意味する。 なお、我が国は、武器の輸出について武器輸出三原則等に基づき厳格な規制を実施しており、輸出令別表第一の一の項に該当する貨物の輸出については、個々の案件毎に、国際的な平和及び安全の維持の観点から、特に慎重な審査を行うことが適当である。			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	コンプライアンス・プログラムの届出制の廃止		
意見・要望等の内容	<p>コンプライアンス・プログラムの届出制を廃止すべきである。 (理由) コンプライアンス・プログラムが一般包括輸出許可の条件になっている場合を別とすれば、コンプライアンス・プログラムを輸出管理当局に届け出ることとしている先進国は日本だけであり、その必要性及び根拠はまったくない。 さらに、コンプライアンス・プログラムにおける要請内容は、法令を遵守するために最低限必要な範囲を超えており、事実上、当局が企業の輸出管理に行政指導を行うための手段となっている。</p>		
関係法令	大臣名による通達 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(6 貿第 604 号、平成 6 年 6 月 24 日)	共管	なし
制度の概要	<p>外為法上規制されている貨物等を生産又は輸出する企業自らも安全保障貿易管理を実施することが重要であるとの認識の下に、昭和 62 年 9 月、通商産業大臣名の通達で各輸出関連団体あてに輸出関連法規の遵守に関する内部規定の整備を柱とする輸出関連法規の遵守徹底を要請。これを受けて、輸出企業から輸出管理規定(コンプライアンス・プログラム：CP)を受理している。</p>		
計画等における記載の状況			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>世界的に大量破壊兵器の開発や拡散の懸念が非常に深刻なものとなっており、こうした状況の中、我が国から懸念輸出が発生すれば、国際的な安全保障に大きな支障を及ぼす問題に発展する恐れがある。こうした状況を未然に防ぐためには、政府として、各輸出企業の輸出管理がより実効性のあるものとなるように、CPの届出を通じ、適宜適切にアドバイスを行っていくことが重要である。</p> <p>特に、今日導入したキャッチオール規制において、その必要性はますます増加している。</p> <p>また、そもそもCPは、政府の要請を踏まえて、各企業が自主的な判断により策定し届出を行っているものであり、強制されているものではない。また、届出企業の中には、CP届出を輸出管理徹底の後ろ盾にしている企業も多く、届出制の継続希望の声も大きい。</p> <p>なお、コンプライアンス・プログラムは特定包括許可の要件であって、一般包括許可の要件ではない。</p>		
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会												
項目	再移転規制に関する規制緩和【新規】														
意見・要望等の内容	<p>許可申請時の誓約書に関して、以下のような措置を取るべきである。</p> <p>需用者が確定している場合には、需用者から再移転の事前同意を求められた場合に限り、輸出者が経済産業省の事前同意を得ることとする。</p> <p>需用者が確定していない場合には、特定の懸念地域に再輸出しない旨の輸入者からの誓約書の提出のみとする。</p> <p>(理由)</p> <p>我が国に導入された再移転規制は、国際的に例がなく、事実上の域外適用に当たる。</p> <p>米国の再輸出規制に関して、我が国政府は域外適用であるとして避難しているが、その規制でも、輸出者が輸出時にその後の再輸出を知らなければ再輸出に関する責任が生じない。</p> <p>以上のような規制緩和が行われれば、我が国企業の事業上の負担が大きく軽減され、国際競争力が向上する。</p>														
関係法令	輸出貿易管理令第5条1項	共管	なし												
制度の概要	輸出貿易管理令第5条では、税関は、輸出品が規制対象品目である時に輸出許可があることを確認することだけでなく、通関において許可を要しないものについても、すべて輸出許可を要しないことを確認しなければならない旨が定められている。														
計画等における記載の状況															
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p>	<div style="font-size: 2em;">{</div> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p>														
(実施(予定)時期:)															
<p>(説明)</p> <p>安全保障貿易管理に係る審査は、需要者及び用途を主として行うものである。需要者未確定ケースでの輸出許可については、誰に再販売、再輸出等しても懸念がないということではなく、再販売、再輸出等の前に需要者確定ケースと同様需要者・用途等の審査が必要である。</p> <p>なお、については、需要者から再販売、再輸出等のための事前同意を求められた場合にのみ当省の事前同意を得ることを要するとし、措置済みである。</p> <p>また、については、貨物の輸入者の誓約書に記載されている予定される又は予想される貨物の販売先又は移転先のうち、当省が事業内容が明確であること等により特段の懸念がないと認めるものに対して貨物の輸入者が貨物の販売又は移転を行う場合には、輸出者の誓約書において予定される又は予想される販売先又は移転先として事前同意を得るものの対象外として明記される限りにおいては、事前同意を得る必要はないとした。</p>															
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課														

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	輸出貿易管理令別表第2に関する規制緩和		
意見・要望等の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>その一環として、輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物に関して、個人使用のための小売用の包装にしたものを規制対象外にする規定を導入すべきである。</p>		
関係法令	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令	共管	なし
制度の概要	<p>外国為替及び外国貿易法第48条、及び輸出貿易管理令（輸出令）第1条又は第2条の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展、という観点から、以下のものについての輸出にあたっては経済産業大臣の許可又は承認を要することとしている。</p> <p>(1) 安全保障のための輸出規制 [許可]（外為法第48条第1項及び輸出令第1条） 国際的な平和及び安全の維持を妨げるものとして輸出令第1に掲げられるもの（武器、原子力関連、化学・生物兵器関連、ミサイル関連、通常兵器、補完的輸出規制対象品目）</p> <p>(2) 国連経済制裁等その他の輸出規制 [承認]（外為法第48条第3項、輸出令第2条、輸出令別表第2） 国連経済制裁実施のための規制（イラク、アンゴラ） 国内の需給逼迫の回避等を図るもの（核燃料物質、魚粉、配合飼料等） 輸出急増等防止のために必要なもの（漁船） 輸出禁制品（国宝、麻薬等） 国際協定等の遵守を図るもの（<u>麻薬新条約に基づく麻薬及び向精神薬原材料</u>、ワシントン条約に基づく野生動植物、<u>パーゼル条約に基づく特定有害廃棄物</u>等）</p>		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	
<p>（説明）</p> <p>輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物は、「国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲内」で輸出管理を行うものである。他方、輸出貿易管理令別表第1に掲げる貨物は「国際的な平和及び安全の維持」を目的とする安全保障輸出管理を行っているものであり、規制目的が相違。</p> <p>麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国際連合条約（麻薬新条約）並びに化学物質タスクフォース（麻薬等原料の不正な麻薬製造への流用の防止策をまとめる会合）による規制への対応として輸出令別表第2に規定し輸出の承認に係らしめてきている。</p> <p>本規制においては仮にたとえ少量の麻薬等原料であっても当該原料が輸出される事態が発生した場合には麻薬新条約及びタスクフォースの規定違反として、また、麻薬による反社会的行為を助長する行為として国際的な非難を受けるとともに、特に、規制を実施している先進諸国から非難を受けることとなり、我が国経済が基盤としているこれらの各国との密接かつ友好的な協力関係に重大な支障を及ぼすこととなる。</p> <p>したがって、少量（小売用に包装）であっても規制の対象外とするのは適当ではない。</p> <p>ただし、アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン等6品目については、麻薬新条約において規制度が緩く工業原料としての用途が広く、試薬又はサンプル等極めて少量の取引実態があることから少額（30万円以下）であれば特例として輸出の承認を不要としている。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	輸出管理規制の事前照会手続の徹底【新規】			
意見・要望等の内容	<p>既存の規制体系は、量が膨大なだけでなく、構造が重層的で非常に複雑かつ難解であり、許可申請に際して、事前に照会する機会も多い。以下のような措置を取ることにより、輸出者にとって利用しやすいものとするべきである。</p> <p>輸出許可申請の事前照会に関して、いわゆるノーアクションレター制度を徹底する事により、基本的にすべての輸出者からの照会に対して文書による回答を行うべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ノーアクションレター制度が徹底されれば、輸出許可手続の公正性及び透明性が確保されることとなる。現在のCISTECによる事前相談は、情報料あるいは年会費を請求する方式となっており、特に輸出規模の小さい中小企業等にとっては、事業上の負担がきわめて大きい。</p>			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条・48条 輸出貿易管理令・外国為替令 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定) 「経済産業省における法令適用事前確認手続に関する細則」(平成13年5月31日)	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明)	輸出許可申請の事前照会については、ノーアクションレター制度と、安全保障貿易審査課が行っている事前相談手続の両方が利用できる。 なお、ノーアクションレター制度を利用した場合には、個別の相談内容についてはホームページ上で公開されることとなる。			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	性能規定化における電気用品技術基準としてのJISの引用			
意見・要望等の内容	<p>電気用品の技術基準の性能規定化を進める中で、詳細な技術的要求事項を定める部分については現行基準を早急に廃止し、既にIEC規格への整合化の進むJISを採用すべきである。</p> <p>技術基準の性能規定化及びJISの採用については、国が検討の場を適切な機関に諮問し、その答申に基づいて取り組みを加速させるとともに、現行基準の廃止時期を設定する等、今後の計画及びスケジュールを明確にすべきである。なお、その際には、製造事業者、輸入事業者が不利益を被ることがないように電気用品毎に適切な期間を設定すべきである。</p>			
関係法令	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	電気用品安全法の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令を制定。当該基準において従来からある基準と国際基準（IEC規格）に準拠した基準の二つが定められており、事業者にとっては、いずれかの技術基準を遵守することとなっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：平成14年3月JIS取り入れ)			
(説明)	<p>技術基準の国際整合化については、我が国における電気用品の安全性の確保の観点から、その妥当性を検証した上で、適時整合化を図っているところ。</p> <p>安全確保を目的とした電気用品安全法においては、法目的の異なる工業標準化法に基づくJISを無条件に直接適用することは困難であるが、当該JISが電気用品の安全確保といった方目的に合致した内容である場合に限っては、電気用品の技術上の基準として採用することとしており、今般、経済産業大臣が認める基準としてJISを採り入れた。なお、性能規定化のあり方については検討を行っているところであり、JISの活用の方法等についても検討の対象としたい。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気用品の型式区分の廃止			
意見・要望等の内容	電気用品の型式区分に関する規定は撤廃し、届出の単位を電気用品の区分と変更すべきである。			
関係法令	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	電気用品安全法第3条において、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、名称、住所、型式区分、工場所在地等について届けでなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 今般の電気用品安全法の施行に伴い、製品安全の確保の重点は、製品流通前の規制から流通後の規制へと移ったところ。 製品流通後の規制を実効あるものにするためには、事業者に対する立入検査等の措置を迅速かつ適切に講じることが必要となるが、そのためには、事業者の製造、輸入に係る基本的な情報について行政が予め把握しておくことが不可欠である。また、法の主旨に照らして当該措置の対象を必要最小限のものとするためにも、その届出の単位は、概ね同様の性質を有すると認められる範囲の構造、材質、若しくは性能を示すものとするのが適切である。したがって、届出の単位は、電気用品の型式の区分とすることが必要である。				
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気用品の型式区分に基づく表示禁止命令発動の廃止			
意見・要望等の内容	表示禁止の発動単位は、型式区分ではなく、違反のあった当該機種とすべきである（また、別要望書「電気用品の型式区分の廃止」に示すとおり、型式区分は廃止すべきである）。			
関係法令	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	電気用品安全法第12条において、問題があった電気用品の届出に係る型式の電気用品に、表示を付することを禁止することができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>電気用品の型式の区分は、概ね同様の性質を有すると認められる範囲の構造、材質若しくは性能を示すものとして定められており、当該範囲に従って届出がなされた製品の仕様の変更の際の安全性の同等性を認めている。</p> <p>一方、機種毎の区分は、電気用品としての安全性が同等である製品についても、筐体の色やデザインが異なること等をもって、異なる機種として区分がなされている。</p> <p>電気用品の安全を確保するためには、届出事業者が製造又は輸入を行っている電気用品が技術基準不適合品である場合等において、立入検査、報告徴収を適切に実施し、必要に応じて危険等防止命令、表示の禁止命令を迅速に講じることが必要となるが、機種毎に当該措置を講じる場合、上記のような機種の性格から、当該届出事業者が同様の性質を持つ電気用品を技術基準不適合のまま別の機種として製造又は輸入を行ったとしても、これらの流通を防止することができない。</p> <p>したがって、電気用品の安全性を確保するためには、当該届出事業者に対し、同一性が認められる一定の範囲の電気用品について、その型式の区分に応じた禁止措置をとることが必要である。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	電気用品の表示方法の見直し		
意見・要望等の内容	特定電気用品以外のマーク表示義務は廃止すべきである。 輸入事業者の名称を付すことを不要とし、電気用品取締法同様、製造事業者名の記載とすべきである。		
関係法令	電気用品安全法	共管	なし
制度の概要	電気用品安全法第10条において、届出事業者は、技術基準適合義務等を履行した場合、経済産業省令で定める方式による表示を付することができ、電気用品安全法施行規則第17条において、記載すべき事項として、届出事業者の氏名又は名称が定められている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	電気用品安全法においては、事前規制における政府認証を廃止し、自己確認体系へと移行したところである。自己確認体系においては、国における安全確保策として事後措置の充実を図ることが不可欠であることから、安全性に係る我が国事業者の責任の所在を明らかにするために、その製造又は輸入に係る電気用品にマーク及び届出事業者名等所要の表示を付することが必要である。また、当該事業における消費者への責任の所在は国内事業者にあること及び、海外の製造事業者へは同法の適用が及ばないことから、海外の製造事業者名の記載とすることは困難である。		
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気用品安全法非対象品に組み込む電気用品の指定解除			
意見・要望等の内容	輸入電気用品を国内で電気用品安全法非対象品に組み込む場合、当該電気用品は電気用品安全法の対象外とすべきである。			
関係	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	電気用品安全法第3条において、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、届出をしなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>電気用品が組み込まれた電気用品安全法非対象電気製品にあっては、輸入される状態以外の状態(電気用品部分のみでの流通等)を想定する必要はないが、国内において同法非対象電気製品に組み込むことを前提に輸入された電気用品の場合は、電気用品単体で国内市場に出回ることが可能であるため、電気用品安全法の対象外とすることは困難。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	機器と一体的に使用されている直流電源部の特定電気用品以外への移行			
意見・要望等の内容	機器と一体的に使用される直流電源装置は、特定電気用品から特定電気用品以外に移行すべきである。本電源部は、製品と一体で販売、使用されるものであり製品と一体で安全基準への適合性評価がなされるようにすべきである。			
関係法令	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	電気用品安全法第2条において、電気用品が定義され、その中でも特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって政令で定めるものにあつては、特定電気用品として他の電気用品とは区別をすることが規定されている。特定電気用品の場合、他の電気用品が履行すべき義務の他、適合性検査の受検等が追加される。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 限定された用途のために直流電源装置と当該機械器具とを一体不可分の関係において使用する構造のものにあつては、負荷としての当該電気用品名をもって電気用品として取り扱っている。 一体不可分でないものは、国内市場に流通し他の電気用品とともに使用される可能性があることから、電気用品安全法の対象外とすることは困難である。				
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	海外への土産用電気用品の例外承認申請の廃止			
意見・要望等の内容	<p>電気用品安全法に以下の条文を追加することにより、海外への土産用電気用品の例外承認申請の要求を廃止し、事業者による自己管理とすべきである。</p> <p>第8条第1項ただし書き 「日本国内での使用を意図していない電気用品を製造、又は輸入する場合にあっては、当該用品の包装等に「日本国内では使用できない」旨の表示が付されているとき」 さらには、海外の土産品以外の電気用品についても例外承認制度そのものを届出制度へ変更するか、もしくは廃止の方向で検討すべきである。</p>			
関係法令	電気用品安全法	共管	なし	
制度の概要	<p>電気用品安全法第8条第1項ただし書において基準適合義務に係る例外が、電気用品安全法第27条第2項において販売に係る例外が規定されており、海外への土産用電気用品の技術基準及び表示の例外承認を受けたい場合は、電気用品安全法施行規則第10条及び第18条に定める方式により、国に申請しなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)	<p>電気用品の安全確保の観点から、国内流通の際には当該電気用品の技術基準への適合が必要不可欠であるが、外国での使用等特定用途への使用のため国内に流通しない電気用品に対しては、当該外国の規格に適合した電気用品を製造すること等が必要であるため、技術基準への適合義務を除外しているもの。</p> <p>電気用品は、他の製品と異なりその使用状況により、常に感電・火災の危険が生じ得るものであり、事業者の自己管理に基づく届出制によっては、当該電気用品が確実に当該特定用途に供せられ、また、その用途に供するために特殊な設計をするものであるかどうか不明となり、技術基準に適合しない違法電気用品の国内流通の防止を図ることは困難である。したがって、事業者の申請に基づいて個別に審査を行う承認制度とすることが適当である。</p>			
担当局課室等名	<p>商務情報政策局消費経済部製品安全課</p> <p>資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課</p>			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	電気用品安全法から電設資材の除外		
意見・要望等の内容	電気用品安全法の対象品目を壁面等のコンセントに接続して使用する電気用品（一般消費者向けに市販される電子応用機械器具等とそれらに使用される部品・部材類）に限定すべきである。壁面等のコンセントまでの電設資材（事業者間で取引が成され、取り扱われる電設資材類）は電気事業法の対象とすべきである。		
関係法令	電気用品安全法	共管	なし
制度の概要	電気用品安全法第2条において、電気用品安全法の適用範囲となる電気用品について規定している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>電気用品安全法において規制対象となる電気用品は、製品の潜在的危険性、製品事故発生の蓋然性等を考慮して定められているが、電線や配線器具については、その使用状況から、無監視状態で長時間使用されることとなることから、事故発生の蓋然性が高いものと判断される。</p> <p>よって、電線や配線器具はそれ自体を電気用品として指定し、当該電気用品による危険及び障害の発生を防止することが必要である。</p>		
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	電気用品技術基準から電波妨害規制の削除			
意見・要望等の内容	電気用品安全法の技術基準から、電波雑音に関する技術基準を削除すべきである。さらに、安全規制は経済産業省、電波妨害規制は総務省と管轄官庁を明確にすべきである。			
関係法令	電気用品安全法	共管	総務省	
制度の概要	電気用品の技術上の基準を定める省令において、電波雑音に関する技術基準が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	電気用品安全法は、我が国に流通する電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に定められた法律であり、この「障害」には電波障害が含まれている。当該目的を達成するためには、電波障害に関する技術基準を定め、製造及び輸入事業者にこれを遵守させることが必要であり、削除することは困難。			
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	C I S P R規格の国内規格化審議体制の一元化		
意見・要望等の内容	通商(24)の要望が達成されなければ、少なくとも情報通信審議会でのC I S P R規格の国内規格化答申と、その後、それを電気用品安全法に取り入れるために実施される電気用品調査委員会での電気用品の技術基準の改定審議を一元化すべきである。		
関係法令	電気用品安全法	共管	総務省
制度の概要	電気用品の技術上の基準を定める省令第2項における大臣が認めた基準としてI E C / C I S P R規格を基にした基準が採り入れられている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) C I S P R規格(I E C(国際電気標準会議)の特別委員会である国際無線障害特別委員会が定める規格)の国内規格化に関しては、情報通信審議会では無線通信への影響を考慮した妨害波許容値及び測定法に関する技術的検討を実施。一方、電気用品調査委員会では情報通信審議会の答申内容を具体的に電気用品への障害を防止するための技術基準として制度化するための審議を実施。両者は、基本的に検討内容が異なる。このため、両審議を一元化することは困難。 なお、C I S P R規格の国内規格化を円滑に行うために、情報通信審議会においては答申内容を電気用品の技術基準に反映させることを前提として審議を行っており、また、電気用品調査委員会においても情報通信審議会の審議状況を注視しながら審議が進められているところ。さらに、双方において関係者の交流(委員の両委員会への参加)を図ることにより良好な協力関係を確立するなど、両者において効率的な審議及び運営が図られるように努めているところ。			
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	社団法人 経済団体連合会
項目	家庭用品品質表示法から電気機械器具の除外【新規】		
意見・要望等の内容	<p>消費者が購入に際し必要と考えられる情報は、カタログ、ホームページで提供している。さらに、使用上の注意や製造事業者に関する情報も、製造物責任法（PL法）や電気用品安全法に基づき、カタログ、取扱説明書、製品本体に表示されている。</p> <p>電気機械器具を家庭用品品質表示法の対象から除外すべき。</p>		
関係法令	家庭用品品質表示法施行令 別表（第一条関係）三、電気機械器具品質表示規程	共管	なし
制度の概要	<p>家庭用品品質表示法では、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められる一定の家庭用品を対象商品として指定し、成分、性能、用途等の表示事項を規定。これらの表示は事後規制において活用。</p> <p>電気用品安全法では、届出事業者が技術基準適合性等の義務を履行し、販売時までに電気用品に表示する事項として、マーク・事業者名等を規定。これらの表示は販売等の、事後規制において活用。</p> <p>製造物責任法（PL法）は民法の特別法との位置づけである点で、行政法規である家庭用品品質表示法、電気用品安全法と異なる。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>家庭用品品質表示法の表示は、一般消費者が日常生活において使用する商品を購入する際に、品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることがないように規定している。</p> <p>一方、電気用品安全法の表示は、使用者の安全確保、違反品の流通防止、製品事故への対応等を図るため規定されている。</p> <p>それぞれの法律の規定に基づく表示の目的が異なっており、表示を統一するは困難。</p> <p>なお、本体への表示に関する表示項目は、平成9年12月に家庭用品品質表示法の見直しを行い、表示業者の負担軽減をはかっており、今後とも適宜、検討を行ってまいりたい。</p>			
担当局課室等名	消費経済政策課、消費経済対策課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	非高分子系新規化学物質届出時の魚体を用いた濃縮度試験の見直し		
意見・要望等の内容	非高分子系の新規化学物質を届け出る際に課される魚体を用いた化学物質の濃縮度試験を見直し、水に難溶性の化学物質については、科学的根拠に基づいたリスクアセスメントで代用できるよう、上記法律及び命令を弾力的に運用すべきである。		
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条第5項 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目を定める省令第2条第1項第2号	共管	厚生労働省 環境省
制度の概要	<p>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という。）第3条等により新規化学物質の製造等の届出があったときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、同法第4条第5項に基づき定められる試験項目により実施される試験の成績に基づき、生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうか等の判定を行うこととされている。</p> <p>上記の試験項目は、新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目を定める省令で定められており、生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうかについては、魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験で実施することとしている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
<p>(説明)</p> <p>化審法においては、化学物質の環境汚染を通じた人の健康への悪影響を防止することを目的として、化学物質の性状のうち分解性、蓄積性及び長期毒性に着目して、上市前にこれらの性状の有無を審査し、その有する性状等に応じて必要な規制を行うこととされている。</p> <p>生体への蓄積性については、新規化学物質に対する規制の適用を判断する重要な性状であるため、より正確な科学的データに基づき判定が行えるよう、魚類を用いた濃縮度試験の試験成績を用いることとされている。従って、難水溶性物質についても、OECDテストガイドライン等に基づき魚類を用いた濃縮度試験が実施可能な場合には、その試験結果に基づき審査を行う必要があるが、試験の実施が困難な場合については、試験成績以外の知見に基づき判定を行うこととなる。</p>			
担当局課室等名	製造産業局化学物質管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	貿易一般保険包括保険制度の改善			
意見・要望等の内容	貿易保険制度本来の性質にかんがみ、保険を必要とする企業の任意参加とし、かつ必要とする案件のみに付保できるようにすべきである。			
関係法令	貿易一般保険包括保険（自動車）特約書	共管	なし	
制度の概要	<p>貿易一般保険とは、貿易保険法の中で定められている普通輸出保険、輸出代金保険、仲介貿易保険の3種類の保険を1つの保険約款（貿易一般保険）の中で扱ったもので、1つの保険契約の中で、輸出契約や仲介貿易契約などに係る貨物の生産（集荷）、船積、代金の決済に至る一連のプロセスの中で発生する損失をてん補する。</p> <p>貿易一般保険の契約には、予め独立行政法人日本貿易保険と特約を結び、一定の期間に一定の条件を満たしたすべての輸出契約等について保険契約を申し込む「包括保険契約」がある。独立行政法人日本貿易保険は、日本自動車工業会と貿易一般保険の包括保険特約を結んでいる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明） 1．13年4月1日、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が設立され、これまで、経済産業省が直接行っていた貿易保険業務については、現在NEXIが実施。 2．NEXIにおいては、貿易保険業務に係るサービス向上、効率化に努めているところ。 3．日本自動車工業会からの要望事項に関しては、こうしたサービス向上の一環として、当事者間（NEXIと日本自動車工業会）で協議しており、2004年度末までに結論を出すことで合意済み。				
担当局課室等名	貿易保険課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	地域プラットフォーム支援単位の見直し【新規】			
意見・要望等の内容	都道府県及び政令指定都市単位に限られている地域プラットフォームの単位を広域化するべきである。			
関係法令	新事業創出促進法第18条	共管	なし	
制度の概要	新事業創出促進法第18条に基づき、都道府県及び政令指定都市(以下、「都道府県等」という)が基本構想を定め、それに基づいて新事業創出支援のための総合的な支援体制(地域プラットフォーム)を整備することに対し、国は支援を行っている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	現行制度下においても、都道府県等が共同で事業を行うことで、広域的に新事業創出支援事業を行うことは可能である。			
担当局課室等名	経済産業政策局立地環境整備課			

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	関西経済連合会
項目	エチルアルコール輸入関税引き下げ		
意見・要望等の内容	2006年以降のエチルアルコールの関税率を一般化学品なみに設定して欲しい。また、2006年より実施の前倒しをして欲しい。		
関係法令	関税定率法別表1 アルコール事業法第22条、同法附則第6条及び第8条	共管	財務省
制度の概要	<p>現在、エタノール分90%以上のエチルアルコール(2207.10.190)を輸入しようとする際には、WTO譲許税率27.2%が実行税率として賦課される。</p> <p>アルコール事業法の規定により2001年4月1日から5年間(目途)の暫定措置期間中は、アルコール専売法からアルコール事業法へ移行することによる激変を緩和するため、NEDOに一手購入販売機能を附し、全ての90%以上の工業用エチルアルコールは、NEDOを介して販売される。また、NEDO及び製造事業者(蒸留酒メーカー等)が工業用アルコールの原料用として輸入するアルコール(2207.10.120)については、基本税率を無税としている。</p> <p>暫定措置期間終了後はNEDOの一手購入販売機能は廃止され、アルコール事業法のもと、自由に輸入販売出来ることとなるが、その際の関税率については見直すこととされている(平成13年度関税改正に関する関税率審議会答申)。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) アルコール事業法における5年間を目途とした暫定措置期間及びその間における措置については、輸入、製造、販売、使用すべての事業者に対して、アルコール専売法からアルコール事業法への移行による激変を緩和するために設けたものである。また、暫定措置期間終了後の関税率については、平成13年度関税改正に関する関税率審議会答申において、当該品目の関税率については見直すこととされている。			
担当局課室等名	製造産業局アルコール課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	輸出許可取得の緩和【新規】			
意見・要望等の内容	<p>輸出令別表第3の2に掲げる物質、特に5-(14)複合材料(セラミックス)については、5万円以上のものを輸出しようとする時、輸出許可が必要となっているがこれを緩和してほしい。</p> <p>欧米へのセラミックス製品の輸出量増加により、手続が煩雑になっており、迅速なデリバリーに支障が生じている。欧米の同業者は自由に輸出を行っているようであり競争力にも影響が出ている。</p>			
関係法令	外為法、輸出貿易管理令	共管	なし	
制度の概要	外国為替法第48条第1項の規定により、輸出貿易管理令別表第1の中欄に掲げる貨物の輸出に際しては、経済産業大臣の許可を取ることとなっている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)	<p>輸出貿易管理令別表第1の5 (14)複合材料(セラミックス)は、国際輸出管理レジームにおいて国際的な平和及び安全の観点から規制することが適当であるとして合意された貨物であり、米国、EU等のレジーム参加国が自由に輸出しているということはない。</p> <p>我が国では、当該貨物を輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域(米国等の25ヶ国)向けに輸出する場合は、一般包括輸出許可を認めており、過剰な規制とはなっていない。輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域以外の地域向けの当該貨物の輸出であって、総価額が5万円を超える輸出については、国際的な平和及び安全の維持の観点から、取引毎に個別の審査を行い許可の可否を決定することが適当である。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課			

分野	基準認証	意見・要望提出者	自動車工業会
項目	輸出貿易管理令別表第1の各項目における規制基準の統一		
意見・要望等の内容	<p>法律は誰が見ても判断ができるものにしていただきたい。</p> <p>現行では別表1-2-(12)原子力と6-(2)では、同じ工作機械でもISO基準が異なっていることにより、要否の該非判定をそれぞれの項目に照らし合わせて行っている。同じ機械が日本の法律で別々に照会しなくてはいけないというのはおかしいのではないか。条項をとおして少なくともISOの基準値程度は統一した数値で徹底してもらいたい。</p> <p>法改正は内容をよく吟味して実態にあわせていただきたい。</p>		
関係法令	輸出貿易管理令	共管	なし
制度の概要	外国為替及び外国貿易法第48条1項において、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる特定の貨物を、特定の地域に輸出しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けることとなっている。具体的な貨物については輸出貿易管理令別表第1の1～16項で規定している。		
取組方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置を検討中</p>	
(説明)	<p>工作機械の輸出を規制する輸出貿易管理令別表1-2-(12)と6-(2)は、それぞれ国際レジームであるNSG(核兵器開発に関連する輸出規制)およびワッセナー・アレンジメント(通常兵器ならびに汎用品の輸出規制)における国際合意を正確に反映しつつ、かつ我が国の法律以下の規制体系の中で可能な限りわかりやすく規定されているものである。</p> <p>NSGとワッセナー・アレンジメントは、それぞれの目的が核兵器及び関連汎用品の拡散防止と、通常兵器及び関連汎用品の過剰蓄積の防止と異なっていることから、同一の貨物であっても必ずしも規制内容が同一でない場合がある。ご指摘の工作機械の敷居値については、規制値を評価するためのISOを最新のものとする提案をドイツが行った(我が国も賛同)が、規制すべき対象貨物について安全保障上の理由から、問題が生じる場合があることが検討の結果判明し、最終的にリスト改訂の合意・コンセンサスが得られなかった。この合意が得られなかった背景と理由については、現在においても状況変化はおきていない。</p> <p>なお、工作機械については、現在、技術進歩、コントロールビリティ(規制の実効性)、フォーリン・アベイラビリティ(レジーム域外国からの調達可能性)の観点から、国際レジームにおいて、活発に規制見直しの議論が行われているところであり、日本も工作機械の主要供給国として積極的に議論に参加しているところである。</p>		
(備考)			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	自動車工業会	
項目	電気工事士定期講習の廃止			
意見・要望等の内容	講習内容が有資格者のレベルを確認する訳でもなく、受講料を徴収されるだけで意味の無い物となっている。現在のような意味の無い定期講習会は撤廃して頂きたい。			
関係法令	電気工事士法第4条の3	共管	なし	
制度の概要	電気工事士法に基づく第一種電気工事士は、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内毎に、経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 自家用電気工作物は、多様な電気設備で構成されているばかりでなく、構造的に複雑であり、また性能、機能等における技術進歩が速いため、この自家用電気工作物の電気工事に携わる第一種電気工事士は、常に技術の進歩に合わせて電気工事及び保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していくことが、保安の確保を期す上で必要不可欠である。 このため、個人経営者や民間企業職員の別なく、全ての第一種電気工事士の定期講習の受講が必要となり、第三者機関による全国統一的な講習の運営を図るものである。 また、受講手数料については、適正な原価計算によるものと認識しており、必要に応じ見直しを実施している。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	個人及び全国電気管理技術者協会連合会	
項目	電気主任技術者の不選任承認制度			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者の選任に際し、外部委託は法人ではなく個人の管理技術者にするべき。 ・自家用電気工作物の保安監督業務の外部委託に関し、主任技術者免状の交付を受けている者を有する法人にも受託できるようにすることに反対。 ・電気主任技術者の外部委託先の拡大に反対。 			
関係法令	電気事業法施行規則第52条第2項	共管	なし	
制度の概要	自家用電気工作物を設置する者は電気主任技術者を選任しなければならないが、7000ボルト以下で受電する需要設備等については、電気工作物の保安が確保される場合には、特定の要件を有する者に保安業務を委託し、電気主任技術者を選任しないことができる（不選任承認）。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 別添2 資格制度に係る個別措置事項（2）必置資格】</p> <p>電気主任技術者の果たすべき業務を外部委託できる相手方は、現状では、指定法人（各地の電気保安協会）及び主任技術者免状の交付を受けている者（個人）となっているが、保安の確保を前提に、主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする方向で検討する。</p> <p>【公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 別表5】</p> <p>自家用電気工作物の保安監督業務：自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける主体に対する指定の仕組みを廃止する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）</p> <p>平成13年12月から総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、電気主任技術者の外部委託先を拡大（自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける主体に対する指定の仕組みを廃止）する方向で検討中。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	個人								
項目	弁理士資格取得の容易化・業務独占の廃止										
意見・要望等の内容	弁理士試験の合格率を引き上げ、多くの技術者が弁理士になれるようにするか、弁理士の業務独占を廃止するべきである。										
関係法令	弁理士法第9条 弁理士法第75条	共管	なし								
制度の概要	<p>・弁理士試験は、弁理士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力の判定を目的に行われる（弁理士法第9条）。</p> <p>・弁理士でない者が報酬を得る目的を持って業として弁理士業務を行うことは禁止されている（弁理士法第75条）。</p>										
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 （別添2）資格制度に係る個別措置事項 （1）業務独占資格制度 明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止、合格者数の見直し、資格取得の容易化、資格者数の増大等</p> <p>規制緩和推進3か年計画（再改定） 1.5 資格制度関係 （1）業務独占資格等 i)横断的見直し 明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止、関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除、資格取得の容易化 資格者数の増大</p> <p>規制緩和に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等について （平成12年4月 総務庁）通-113等</p>										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他 (一部措置済み)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他 (一部措置済み)	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他 (一部措置済み)								
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>										
<p>（説明）</p> <p>【弁理士資格取得の容易化】</p> <ol style="list-style-type: none"> 弁理士法（平成12年法律第49号、平成13年1月6日施行）及び弁理士法施行令（平成12年政令384号、平成13年1月6日施行）により、平成13年弁理士試験から、予備試験を廃止した。 同様に、弁理士法及び弁理士法施行令により、平成14年の試験から既存の資格試験で十分な能力ありと判断された科目について受験免除措置を講じ、さらに論文式試験科目の受験科目数を削減した。 以上により、試験制度の簡素合理化を図った。 <p>【業務独占の廃止について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 弁理士法は、依頼者保護の観点から、弁理士業務に必要な知識・能力を有しない者が、弁理士業務を行うことにより、依頼者に不測の損害を与えることを防止するため、弁理士以外の者が弁理士業務を行うことを禁止している。 このことを考慮すると、必ずしも弁理士の業務独占規定が、社会的に不要なものとは考えられない。 なお、高度に専門的な知見が必要とされる業務とは必ずしも考えられないもの（特許料の納付、名義変更の届出等）については、弁理士の独占業務から除外する弁理士法の改正（平成12年法律第49号、平成13年1月6日施行）を行ったところ。 											
担当局課室等名	特許庁総務部総務課										

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	日本ボイラー・圧力容器工業組合	
項目	ボイラー・タービン主任技術者省略の措置について			
意見・要望等の内容	平成14年4月26日付け経済産業省令第157号及び告示333号によるマイクロガスタービンに限り、電気出力300kW未満までの設備に対し、ボイラー・タービン主任技術者の選任が除外された。汽力発電設備についても300kW未満の場合について、同様の措置を行って欲しい。			
関係法令	平成14年4月26日付け経済産業省令第157号及び告示333号 電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条	共管	なし	
制度の概要	電気事業法施行規則第52条において、同条中の表に掲げる事業所についてボイラー・タービン主任技術者の選任を義務づけており、現状では、汽力発電設備については規模に関わらず選任義務を課しているところ。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	ご指摘のマイクロガスタービンにおいては、パースト試験等による安全性の確認や製造・販売メーカーによる契約上のメンテナンスも確保されている。一方、300kW未満の小規模の汽力発電設備については、国内における運転実績が少なく、パースト等の危険性に係る知見が得られていないため、措置困難。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			

分野	法務関係	意見・要望提出者	(社)石油化学工業会	
項目	工場立地法に係わる規制緩和			
意見・要望等の内容	1. 工場立地法に定める緑地面積については必要最低限に引き下げる。 2. 生産施設に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村の等の自治体の範囲内等において広域的に確保すればよいものとする。			
関係法令	工場立地法第4条 工場立地法第4条の2	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	
制度の概要	工場と周辺生活環境との調和を図る観点から、工場敷地面積に対する、生産施設面積（10%～40%）、緑地面積（20%以上）、環境施設面積（25%以上）を設定。 また、平成9年度の法改正に際し、都道府県等が地域の実状に応じて、国の定める範囲内で緑地面積率、環境施設面積率を設定のできる制度を導入したところ。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>1. 工場立地法は昭和40年代の公害問題の深刻化を背景に、工場立地と周辺生活環境との調和を図ることを目的に昭和48年に成立。法施行後平成9年までの間に工場の緑地面積率が2倍以上改善しており、本法が工場と周辺生活環境との調和に果たした役割は多方面で評価されてきたところであり、今後とも本法によるレイアウト規制は必要であると考えます。</p> <p>2. 他方、本法が地域の実状に沿った緑地整備の要請等に十分対応していないとの声が産業界等各方面から寄せられるとともに、行政改革委員会規制緩和小委員会、地方分権委員会から同様の指摘がなされていたことから、これらの要望・指摘等を踏まえ、また、学識経験者・産業人をメンバーとする工業立地及び工業用水審議会での審議を経た上で、本法の改正等必要な措置を講じたところ。</p> <p>3. 主な法律等改正点としては、 地域の実状に応じた緑地面積率の設定、 共通緑地等を緑地面積にカウントできる工業集落地特例の導入、 生産施設面積率の見直し、 生産施設のスクラップ&ビルドの際の緑地整備等の配慮規定の導入等。</p> <p>4. 今後とも工場立地法を通じて、工場立地と周辺生活環境との調和の促進に努めてまいりたい。</p>			
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	関経連、都銀懇話会、リース事業協会	
項目	特定債権法の廃止・見直し			
意見・要望等の内容	(1) 特償法の廃止 (2) 当面特償法が残る場合、以下の規制撤廃・緩和 a. 最低販売単位の撤廃 b. 指定格付機関で格付けを取得した場合における特償法第4条の適用除外 c. 特定債権等譲受業者の余裕金の運用制限緩和 d. 特定債権等譲受業者の行為規制（借入の制限）の緩和 e. A B S・A B C P発行に関する規制の緩和（A B C Pのバックアップライン義務、マルチセラー型のA B C P禁止、信用補完措置〔5倍10%規制〕等の通達の緩和） f. 特定債権を特定債権等譲受業者から特定事業者へ（再）譲渡する際の公告による対抗要件の具備 g. 報告義務の緩和（特定事業者の資金調達・使用の状況についての報告を四半期毎から年1回に）			
関係法令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可に関する命令等	共管	金融庁総務企画局信用課 監督局銀行第2課金融会社室	
制度の概要	リース・クレジット産業（特定債権等譲受業、小口債権販売業）における資産流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権の資産譲渡に係る仕組規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。			
計画等における記載の状況	「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定） 分野別措置事項 2 金融関係 オその他 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し 特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方を検討する。 実施予定時期：平成13年度検討			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）				
平成14年度中に検討の上、結論を得、可能なものについて実施。				
担当局課室等名	商務情報政策局 取引信用課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	地銀協
項目	「バンクカード」でのリボルビング方式および総合方式による割賦購入あっせんの解禁		
意見・要望等の内容	銀行本体発行のクレジットカード（兼キャッシュカード）である「バンクカード」会員のショッピング利用代金支払方法の一つとして、直ちにリボルビング方式および総合方式による割賦購入あっせんを可能とする。		
関係法令	割賦販売法	共管	
制度の概要	<p>現状、銀行本体が発行するクレジットカードについては、リボルビング払いおよび分割払いの取扱いは不可（銀行子会社等が発行する銀行系クレジットカードについてはいずれも可）。</p> <p>割賦販売審議会クレジット産業部会（平成10年6月）では、銀行によるリボルビングについては、クレジットカード事業への影響等を調査・検討したうえで実現することが適当とする中間報告がとりまとめられている（総合方式については記載なし）。</p>		
計画等における記載の状況	銀行に対するリボルビング方式の割賦購入あっせん業者の登録の解禁に関し、金融ビッグバンのクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で措置する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>商品の購入代金等の支払に関して、リボルビング方式又は代金を分割で支払う総合方式の取扱いができるクレジットカードを発行するためには、割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づき、登録を受けることが必要であるが、銀行本体が発行するクレジットカードについては、既に子会社等でクレジットカード会社を展開していることや、過去において銀行業務の比重が企業金融に置かれ、リテイル分野への経営資源の投入が遅れたという経緯もあって、実質的には認められていない。</p> <p>銀行によるリボルビング方式については、既に平成10年に割賦販売審議会クレジット産業部会において、「金融ビッグバンのクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で実現されることが適当である。」との中間報告がとりまとめられている。</p> <p>また、「規制改革推進3か年計画」においても「銀行に対するリボルビング方式の解禁」として、「調査し、検討を行った上で措置する」とされ、「検討結果を踏まえ速やかに措置」することとなっている。</p> <p>したがって、「バンクカード」でのリボルビング方式による割賦購入あっせんについては、日本版「金融ビッグバン」のクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で、実現することについて平成14年度中に結論を得ることとする。また、総合方式についても早期に調査・検討を開始する。（「バンクカード」は地方銀行64行が取り扱う銀行本体のクレジットカード兼キャッシュカードの共通ブランド名）</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局取引信用課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、(社)関西経済連合会	
項目	「契約成立時交付書面」の廃止			
意見・要望等の内容	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条に規定する商品投資契約等の成立時の書面の交付の廃止			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	共管	金融庁、農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
<p>(説明)</p> <p>商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入機会が容易になり、実際その後のファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。</p> <p>また、当該書面に記載することが義務づけられている事項で、契約成立前交付書面と重複事項があることに関しては、本書面が契約書の性格を有していることから、契約に際して重要な事項については、再度記載するように義務づけを行っているものであり、過剰規制とは考えられない。</p> <p>(参考)</p> <p>同様の書面交付義務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定債権等に係る事業の規制に関する法律(第58条：小口債権販売契約等の成立時の書面の交付) ・金融先物取引法(第71条：成立した取引に係る書面の交付) ・海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(第5条：海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係る書面の交付) <p>等においても同様の規定が設けられている。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局商務課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、(社)関西経済連合会	
項目	主務官庁への届出等の規制緩和			
意見・要望等の内容	商品投資販売業許可申請書添付書類の削減(住民票の廃止) 商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条に規定する商品投資販売業の変更届出の提出期限の緩和			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律 第5条第2項、第10条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第3項	共管	金融庁、農林水産省	
制度の概要	<p>商品投資販売業の許可申請を行う際には、許可申請書に役員及び重要な使用人の住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わる書面を添付して提出しなければならない。</p> <p>商品投資販売業者は、商号又は名称及び住所、営業所の名称及び所在地、役員の氏名及び住所及び重要な使用人の氏名及び住所、他に行っている事業の種類、主要株主の商号、氏名又は名称又は住所、役員の兼職状況に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>許可申請に際して、申請者の役員及び重要な使用人の住民票の抄本提出を求めるのは、その者が法第6条第1項第4号の欠格条件に該当するかを確認するために必要であり、書類の提出を廃止することは困難。</p> <p>なお、現在「国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」等において平成15年度実施に向けて住民票の抄本を含めオンラインにより簡便に申請ができるように整備中である。</p> <p>また、法第10条で届出を規定している事項は、商品投資販売業者としての許可基準に関する事項であり、変更の内容によっては許可基準から逸脱する場合もあるため、主務大臣が許可業者の状況を把握する必要があることから、変更の届出規定を設けているものである。本来であれば、変更があった時点において遅滞なく提出を求めるべきであるものの、提出書類の作成、必要書類の取得等準備に要する時間を考慮して2週間以内の届出猶予を法律上設けているものであり、提出期限の延長は困難である。</p> <p>(参考)</p> <p>住民票の抄本の添付については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(第136条第4号:投資法人の登録申請書添付書類) ・債権管理回収業に関する特別措置法施行規則(第3条第3号:許可申請書の添付書類) ・特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する命令(第4条:許可申請書の添付書類) ・証券会社に関する内閣府令(第5条第4号:登録申請書の添付書類) <p>届出猶予期間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託及び投資法人に関する法律(第191条:投資法人の変更の届出) ・金融先物取引法(第63条:金融先物取引業者の変更の届出) ・債権管理回収業に関する特別措置法(第7条:債権回収会社の変更の届出) ・抵当証券業の規制等に関する法律(第9条:抵当証券業者の変更の届出) ・特定債権等に係る事業の規制に関する法律(第37条:特定債権等譲受業者の変更の届出) <p>等においても同様の規定が設けられている。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局商務課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、(社)関西経済連合会	
項目	書類の閲覧についての制限			
意見・要望等の内容	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条に規定する書類の閲覧について、開示対象者を既契約者に限定する制限を設けるべき。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	共管	金融庁、農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 投資家が投資判断を行う上で、既存のファンドの運用成績、販売業者の経営状況を把握することは自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要であり、商品ファンドの大半が個人投資家に販売されている現状では、情報開示の重要性は今後益々高まるものと思料され、開示対象者を既契約者に限定した場合、契約を検討している顧客は、投資の是非に関する判断材料が得られなくなる等の投資家保護上問題があるため措置困難である。 なお、商品投資販売業者に閲覧を義務づけている書類には、ファンドの販売先は含まれておらず、全てのファンドの運用成績を公開したとしても、特段問題が生じるとは考えられない。				
担当局課室等名	商務情報政策局商務課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、(社)関西経済連合会	
項目	商品ファンド法における「従たる運用」の制限緩和			
意見・要望等の内容	商品ファンドの従たる部分に不動産を組み込んだ場合は、不動産特定共同事業法の規制がかからないことをファンド法で規定すべき			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第2項	共管	金融庁、農林水産省	
制度の概要	<p>金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条第18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>金融商品の組入れ割合は、その合計額が運用財産の総額の二分の一未満とし、証券先物取引及び金融先物取引等の組入れ割合については、その合計額が運用財産の総額の三分の一以内とする。</p> <p>貸付債権は、投資の対象としない。</p> <p>（注1）により、法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の三分の一超で、法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の二分の一以内の場合には、金融商品は組み入れられない。</p> <p>（注2）証券先物取引及び金融先物取引等の金額については、証拠金又はオプションの対価ベースとし、金融商品の組入れ割合の算定に当たっては、証拠金等に差し入れた金融商品が含まれる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）	<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律と不動産特定共同事業法ではその法目的、規制内容が異なっており、商品投資に係る事業の規制に関する法律において、不動産特定共同事業法の規制対象から外すことを規定することは困難である。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局商務課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、(社)関西経済連合会	
項目	商品投資顧問業者以外への投資一任の禁止についての措置			
意見・要望等の内容	ファンド法では、投資判断の一任契約の相手方として、「商品投資顧問業者または商品ファンド法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可を受けている者」と規定しているため、ファンド法と同種の許可制度のない国の商品投資顧問業者については活用することが出来ないことから、何らかの措置を講じるべきである。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第21条	共管	金融庁、農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用することを目的とする商品投資契約の締結等又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等を行う場合においては、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可等を受けている者に対してその特定商品投資に係る投資判断を一任する商品投資契約でなければ、その締結等をし、又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等をしてはならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	商品投資顧問業者は、不特定多数の投資家から集めたファンド資産の一任運用を行うことから、顧問業者の投資判断が投資家の資産に多大な影響を与えることとなるため、専門的知識・経験を有すると判断される者にのみ商品投資顧問業者の許可を与え、投資家保護を図っているものである。この趣旨から、海外の顧問業者にファンド資産の運用を一任する場合においても、ファンド法に相当する外国の法令に基づく同種の許可等を受けている顧問業者に限定する規定を法律上定めているものであり、これを緩和することは投資家保護に反する事態を引き起こしかねず、措置困難である。			
担当局課室等名	商務情報政策局商務課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	マッチングファンドの創設			
意見・要望等の内容	企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンドを創設することにより、産学連携を推進する。			
関係法令	なし	共管	文部科学省	
制度の概要				
計画等における記載の状況	【総合雇用対策の の3.】「[前略]新産業創出に向けた産学官の実用化共同研究支援等に取り組む(平成14年度要求)」 【改革工程表の科学技術・ベンチャー分野 (1) (A) (産学官連携等)】「大学発ベンチャー等の起業を促進するため、[中略]新産業創出に向けた産学官の共同研究の支援等を行う[後略]」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成14年4月)			
(説明)				
平成14年度予算において、下記の「大学発事業創出実用化研究開発事業」を創設。				
大学発事業創出実用化研究開発事業、大学の研究成果を活用した事業化可能性探索のための研究開発を企業とTLO等が連携して行う場合に、企業側が研究資金等を拠出すること、事業化計画を作成すること、TLO等が研究及びその成果の管理を行うこと等を要件として、当該研究開発に必要な経費の一部を助成する。				
担当局課室等名	産業技術環境局 大学連携推進課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	企業と大学の相互理解促進の場構築			
意見・要望等の内容	産学官の対話が様々な場で継続され、目的意識の共有やテーマ設定に向けた継続的な対話が進むよう、企業と大学の相互理解促進の場を構築すべきである。			
関係法令		共管	内閣府、文部科学省	
制度の概要				
計画等における記載の状況	【改革工程表の科学技術・ベンチャー分野 (1) (A) (地域科学技術の振興)】 「科学技術」を軸として、【中略】地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施時期：平成13年10月20日～)			
(説明)	<p>内閣府、経済団体連合会、日本学術会議の主催により、全国レベルで産学官連携に係る対話・交流をすることを目的として、平成13年11月19日に東京にて、大学、産業界、国研等のトップが一堂に会する「第1回産学官連携サミット」を開催。また、平成14年6月15、16日には、京都市にて産学官連携の実務者が一堂に会する「産学官連携推進会議」を開催予定。</p> <p>地域レベルにおいては、地域の大学、産業界、国研等のトップが一堂に会して、地方ブロック毎に、「地域産学官連携サミット」を、平成13年10月20日の九州地域から近畿、北海道、中部、東北、中国、沖縄、四国、関東全国9地域で順次開催。のべ約4,400名が参加したところ。</p>			
担当局課室等名	産業技術環境局 大学連携推進課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携における知的財産権の扱い 産学官連携における明確な契約関係の構築 			
意見・要望等の内容	産学官による柔軟かつ明確な契約のため、()目標、期限、報告成果物の取扱い、()知的財産権の取扱い(参加企業へのインセンティブを含む)、()守秘義務の徹底等を契約時に明確に取り決めるよう、互恵的な契約のモデルケース等について大学と産業界で協力して検討する。			
関係法令	民間等との共同研究の取扱いについて (学術国際局長、会計課長通知文学助第195号 平成11年3月30日)	共管	文部科学省	
制度の概要	現行の共同研究規程においては、共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとされているところ。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成14年4月)			
(説明)	<p>新たな共同研究規程の実施に向け、文部科学省と共同して作業を進めてきた結果、平成14年3月29日に以下の点を明記した共同研究契約書、受託研究契約書のモデル例を文部科学省から各国立大学に提示する運びとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究遂行上知り得た秘密情報等に対する守秘義務の明確化 研究成果の公表が出来る場合の基準やその手続きの明確化 研究経費の取扱い等企業ニーズに応じた契約内容の見直し 等 			
担当局課室等名	産業技術環境局 大学連携推進課			

分野	医療関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の適用除外に関すること			
意見・要望等の内容	化審法により、新規化学物質を製造するものは所管大臣に届け出て審査を受けなければならないが、試験研究用途の試薬に関しては化審法の適用が除外される。ただし同じ試験研究用の化学物質であっても海外販売の場合には適用除外されず、届出が必要となる。ボーダレスな開発競争を展開している医薬業界に実態に合わないことに加え、審査に時間がかかるため海外市場における日本企業の競争力を削ぐ要因となっている。			
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	共管	厚生労働省 環境省	
制度の概要	<p>試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、又は、試薬（化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき製造等の届出を要しないこととされている。</p> <p>なお、この場合、「試験研究のため」とは、研究所、大学、学校等における試験、検査、研究、実験、研究開発等の用にその全量を供するために化学物質を製造し、又は輸入することをいう。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） 「試験研究のため」又は「試薬として」新規化学物質を製造し、又は輸入する場合には製造等の届出を要しないこととされており、製造したものを海外販売することも可能となっている。				
担当局課室等名	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室			

分野	医療関係	意見・要望提出者	社団法人 関西経済連合会
項目	遺伝子関係の特許範囲の明確化		
意見・要望等の内容	ゲノム創薬を円滑に進めるためにも遺伝子特許の範囲を国際的な整合性も視野に入れつつ、明確化する必要がある。 したがって、遺伝子関係の特許範囲を明確化すべきである。		
関係法令	特許法	共管	
制度の概要	特許庁の審査は、特許法に基づいた審査・運用を定めた審査基準にしたがって行われており、遺伝子関連発明の審査については、生物関連発明の審査基準にしたがって行われている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)	先端技術分野である遺伝子関連発明については、その技術の発展に合わせ、生物関連発明の審査基準を適時改訂することにより対応してきており、最近では平成13年8月に改訂を行った。今後も必要に応じ、適時改訂を行っていく予定である。 また、国際的には、日本、欧州及び米国の特許庁の共同プロジェクトにおいて、遺伝子関連発明の審査基準の比較研究を行い、国際的な運用の統一を図っている。		
担当局課室等名	特許審査第一部調整課審査基準室		